

浜松市天竜区緑恵台土砂崩落に係る行政対応検証

報 告 書

令和5年8月

浜松市天竜区緑恵台土砂崩落に係る行政対応検証委員

本報告書における用語の定義

- (1) 本件土砂崩落 2022（令和4）年9月24日未明、台風第15号の影響により浜松市天竜区緑恵台において発生した土砂崩落をいう。
- (2) 本件災害 本件土砂崩落により、住宅3軒が被災を受け、住民3人が負傷した災害をいう。
- (3) 本件土地 浜松市天竜区緑恵台556-351の土地をいう。
- (4) 本件土地等 本件土地及びその隣接地（主として盛り土がされた範囲の土地）をいう。
- (5) 造成盛土^{もりど} 本件土地等において、1988（昭和63）年に完了した林地開発により造成された盛土をいう。
- (6) 本件盛り土^{もつち} 本件土地等において、1988（昭和63）年に林地開発が完了した後、2022（令和4）年までに法的手続を踏まずに盛られた土砂又は土砂を盛る行為をいう。
- (7) 本件伐採 本件土地等において、法的手続を踏まずに行われた立竹木の伐採をいう。
- (8) 本件投棄 本件土地等において、法的手続を踏まずに行われた廃棄物の投棄をいう。
- (9) 本件改変行為 本件盛り土、本件伐採及び本件投棄をいう。

はじめに

令和4年9月24日未明、台風第15号の影響により、浜松市天竜区緑恵台において発生した土砂崩落については、雨水が集水しやすい沢状地形の斜面に盛られた盛り土が、近年稀にみる豪雨によりせん断抵抗力を失い崩落したものと推定され、その結果、住宅3軒が被害を受け、住民3人が負傷する被害を発生させた。

被災した住民の皆様におかれては、被災前の住環境を取り戻すまでの再建が進まず、今も大変な思いをされていることを思うと、遺憾の念に堪えない。

本検証会の目的は、本件土砂崩落が発生した原因究明の調査及び本件改変行為に対して市長が行った対応の事実関係を踏まえ、公正で中立的な観点から、市長の対応の適法性、妥当性の検証及び評価を行い、同様の災害の発生を防止するための今後のあり方について提言することである。

検証にあたっては、各法令等に基づく一連の行政対応の事実に基づき論点を整理することで、個別の検証及び総合的な検証を行い、その行政対応が適切なものであったかどうかを明らかにすることとした。

これらの検証をもとに今後の行政機関の連携や協力体制を密にすることにより、以後、本件のような災害が起こらないよう、発生防止に寄与することになれば幸いである。

令和5年8月7日

浜松市天竜区緑恵台土砂崩落に係る行政対応検証委員

青田 良介

江間 吉洋

沢田 和秀

松田 達也

村越 啓悦

(五十音順)

目次

1. 検証委員設置趣意	1
2. 検証委員の概要	2
(1) 検証体制図	2
(2) 検証委員名簿	2
(3) 検証委員設置要領	3
(4) 検証会等開催状況	5
3. 浜松市天竜区緑恵台土砂崩落に係る災害の概要	6
(1) 災害の概要	6
(2) 地質調査結果	7
(3) 災害発生メカニズム	7
4. 土砂崩落箇所に対する市の行政機関の対応の状況（事実関係）	8
(1) 市への通報・相談・情報提供の件数	8
(2) 市の行政機関の対応経緯（時系列）	8
5. 検証の進め方	14
(1) 検証の目的	14
(2) 検証の対象	14
(3) 検証の対象とする期間	15
(4) 検証の根拠となる資料	15
(5) 市長の対応の根拠法令	16
(6) 一連の行政対応の事実の確認と検証について	16
(7) その他	17
6. 検証結果	18
(1) 本改変行為に関する法令	19
(2) 行政機関の個別の対応（時系列）	26
(3) 総合的な検証	42
7. 委員からの提言（今後の対応）	44
(1) 各部署における連携	44
(2) 静岡県との連携	44
(3) 今次災害教訓の継承	44
別冊 【参考資料】	45

1. 検証委員設置趣意

浜松市天竜区緑恵台土砂崩落に係る行政対応検証委員

設置趣意書

令和4年9月24日未明、台風第15号の影響により、浜松市天竜区緑恵台において土砂崩落が発生し、住宅3軒が被害を受け、住民3人が負傷した。

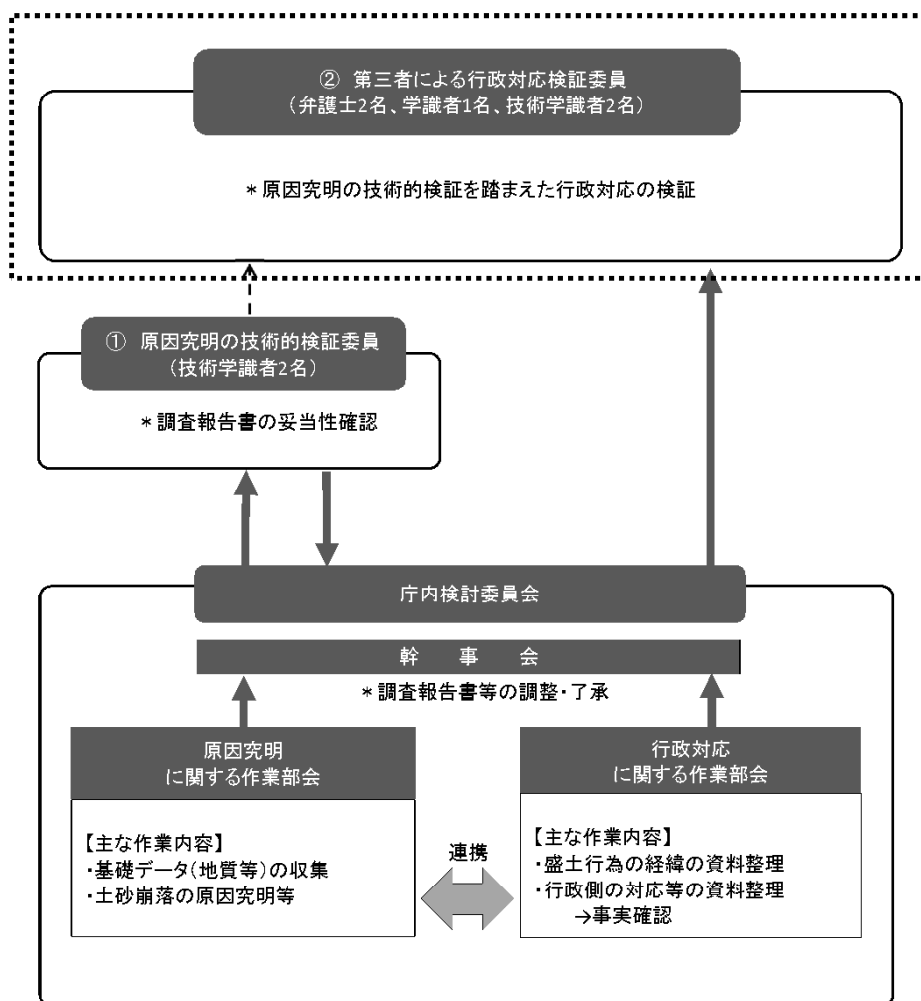
土砂崩落が発生した箇所については法的手続を踏まずに盛り土がされた可能性があること、過去に市民等から盛り土に関する相談や通報があった事実が判明した。

そこで、浜松市では、土砂崩落に係る原因究明等の調査を進めるとともに、行政対応等の事実確認を行っており、土砂崩落の原因究明の結果を踏まえ、公正で中立な観点から行政対応の妥当性の評価及び検証を行っていただく必要がある。

このため、弁護士2名、学識経験者3名（行政学分野1名、土木技術分野2名）の5名による「浜松市天竜区緑恵台土砂崩落に係る行政対応検証委員」を設置する。

2. 検証委員の概要

(1) 検証体制図



(2) 検証委員名簿

(五十音順)

委員名	分野	所属等	備考
あおた 良介 青田 良介	防災行政	兵庫県立大学 教授	
えま よしひろ 江間 吉洋	法律	杉山法律事務所 弁護士	
さわだ かずひで 沢田 和秀	地盤工学	岐阜大学 教授	
まつだ たつや 松田 達也	地盤工学	豊橋技術科学大学 准教授	
むらこし ひろよし 村越 啓悦	法律	村越法律事務所 弁護士	座長

(3) 検証委員設置要領

浜松市天竜区緑恵台土砂崩落に係る行政対応検証委員設置要領

(設置)

第1条 市長は、浜松市天竜区緑恵台土砂崩落に係る原因究明の技術的検証を踏まえた行政対応の検証を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第174条第1項の規定に基づき、浜松市天竜区緑恵台土砂崩落に係る行政対応検証委員（以下「検証委員」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検証委員は、庁内検討委員会が作成した土砂崩落の原因調査報告書及び行政対応の事実確認資料に基づき、法律、行政学及び土木技術による専門的知見並びに公正で中立な観点により行政対応の妥当性の評価及び検証を行う。

(選任)

第3条 検証委員は、次に掲げる分野から市長が選任する。

- (1) 法律に関する学識経験を有する者
- (2) 行政学に関する学識経験を有する者
- (3) 土木技術に関する学識経験を有する者

(検証委員の人数)

第4条 検証委員の人数は、5人以内とする。

(任期)

第5条 検証委員の任期は、第2条に規定する所掌事務を終える日までとする。

(報酬)

第6条 検証委員の報酬は、浜松市非常勤の特別職の報酬及び費用弁償並びにその支給条例（昭和31年浜松市条例第48号）第2条第1項第22号の定めるところによる。

(資料の提出等)

第7条 検証委員は、その所掌事務を遂行するため、必要があると認めるときは、市長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 検証委員は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対しても必要な協力を依頼することができる。

(行政対応検証会)

第8条 市長は、必要に応じ、検証委員から意見聴取するために行政対応検証会を開催することができる。

2 市長は、本件の関係者に対し、行政対応検証会に出席し必要な説明を行うことを求めることができる。

3 行政対応検証会は、議題により専門部会を置くことができる。

(会議の公開)

第 9 条 行政対応検証会は、原則公開とする。ただし、風評、個人情報保護等に影響がある場合は、非公開とすることができる。

(守秘義務)

第 10 条 検証委員は、その職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第 11 条 検証委員及び行政対応検証会の事務局は、浜松市都市整備部都市計画課及び総務部政策法務課経営推進担当に置く。

(雑則)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、検証委員の承認を得て定める。

附 則

- 1 この要領は、令和 4 年 10 月 31 日から施行する。
- 2 この要領は、第 5 条の規定により検証委員の任期が満了する日限り、その効力を失う。この場合において、失効前の第 10 条の規定は、なおその効力を有する。

(4) 検証会等開催状況

回	期日	場所	会議等の概要
1	2022（令和4）年 12月6日（火）	市役所 本館8階 全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> 行政対応検証委員の設置 天竜区緑恵台の概要 土砂崩落の原因（天竜区緑恵台土砂崩落に係る技術的検証） 行政対応の経緯 今後の進め方
-	2023（令和5）年 1月5日（木）	天竜区緑恵台	<ul style="list-style-type: none"> 現場視察 青田委員、江間委員、村越委員 ※ 沢田委員、松田委員については、技術的検証会において別途実施
2	2023（令和5）年 1月23日（月）	市役所 本館8階 全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> 行政対応検証の進め方について
3	2023（令和5）年 3月13日（月）	市役所 本館8階 全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> 行政対応に係る論点整理及び検証について
4	2023（令和5）年 3月30日（木）	市役所 本館8階 全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> 行政対応に係る論点整理及び検証について
5	2023（令和5）年 4月19日（水）	市役所 本館8階 全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> 個別及び総合的な検証について
6	2023（令和5）年 6月28日（水）	市役所 本館8階 全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> 報告書（案）について
7	2023（令和5）年 7月20日（木）	市役所 本館8階 全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> 報告書（案）について

3. 浜松市天竜区緑恵台土砂崩落に係る災害の概要

※詳細は「天竜区緑恵台土砂崩落原因調査報告書」を参照

(1) 災害の概要

台風第15号の影響により天竜区緑恵台において、2022（令和4）年9月24日未明、土砂崩落が発生し、住宅3軒が被害を受け、住民3人が負傷した。

今回の災害をもたらした降雨について、静岡県が設置している天竜観測所における時間最大雨量（正時時間雨量※）は、9月23日21時から22時までの60mmであり、23日0時の降り始めから24日3時の降り終わりまでの累積降雨量は、292mmであった。

※：毎時00分を起点にした雨量

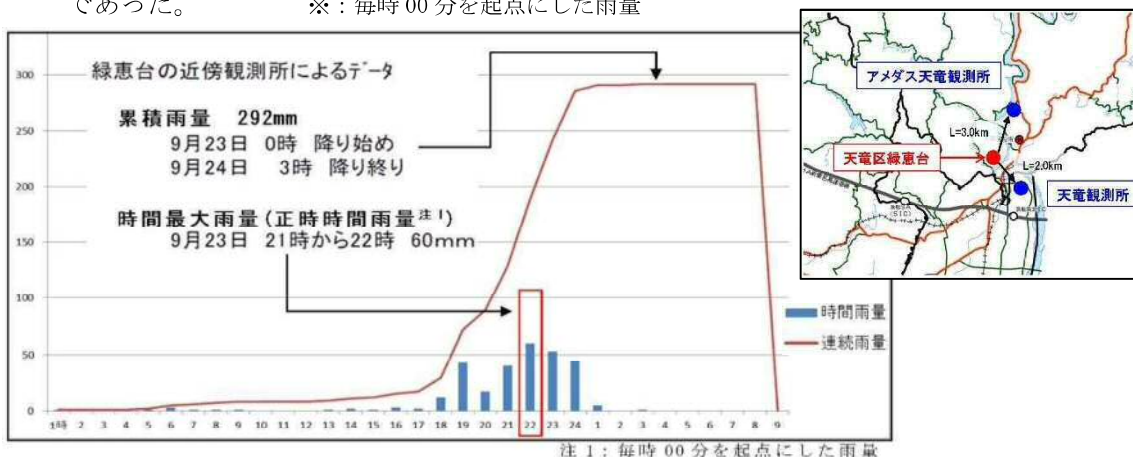


図 9月23～24日にかけての降雨量（天竜観測所）

また、気象庁のアメダス天竜観測所において観測された、2022（令和4）年9月23日の日降水量と日最大1時間降水量は、1976（昭和51）年観測開始以降で最も大きな値を示しており、近年稀にみる豪雨であった。

表 日降水量と日最大1時間降水量（アメダス天竜観測所）

年	降水量		年	降水量		年	降水量	
	最大日 (mm)	日最大1時間 (mm)		最大日 (mm)	日最大1時間 (mm)		最大日 (mm)	日最大1時間 (mm)
1976	170	44	1988	179	50	2005	123	40
1977	111	41	1989	141	33	2006	122	60
1978	99	46	1990	164	70	2007	130	69
1979	177	30	1991	225	35	2008	(88.5)	(69.5)
1980	155	54	1992	103	34	2009	73	29
1981	125	42	1993	113	48	2010	132	29
1982	185	43	1994	129	65	2011	171	57
1983	243	48	1995	105	29	2012	148	64.5
1984	99	45	1996	145	33	2013	146	52
1985	98	30	1997	134	29	2014	147	60
1986	103	24	1998	134	60	2015	142.5	33
1987	137	43	1999	173	24	2016	90	55.5
			2000	125	59	2017	185	49.5
			2001	158	45	2018	173.5	46.5
			2002	97	33	2019	158	51
			2003	176	47	2020	154.5	34.5
			2004	136	75	2021	231.5	46
						2022	264.5	81.5

※2003年以降の日最大1時間降水量は正時時間降水量ではない
※()内の値は参考値

(2) 地質調査結果

- 地質調査は、盛り土の層厚把握と土質確認を目的として、斜面上部で3箇所、下部で1箇所の計4箇所を実施
- 盛り土 (B層) と造成盛土 (o-B層) の境界が判明、盛り土は2.6~3.2mの厚さがあり、点群データからの想定値と概ね一致
- 崩落した土砂は、ほとんどが盛り土されたものと判明

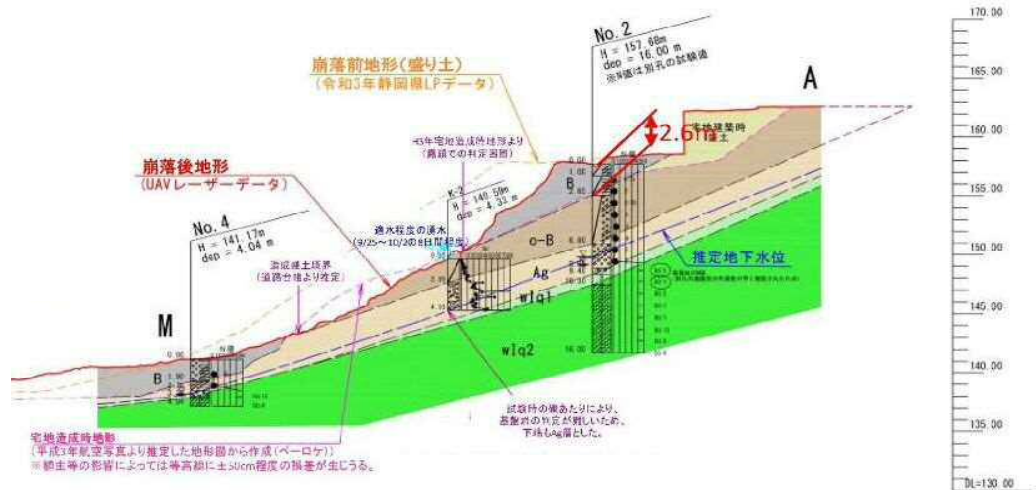


図 地層想定断面図

(3) 災害発生メカニズム

- 盛り土は空隙が多く、水を吸収・貯留しやすい状態であり、排水施設もなかったものと推定される。
- 台風第15号の大雨により、盛り土内の地下水位が上昇、盛り土土塊重量の増加が生じた。
- 短時間での豪雨により、間隙水圧が上昇し、盛り土のせん断抵抗力が低下し、不安定な状態になる。
- 飽和状態になり、せん断抵抗力を失った盛り土が崩落、流動性が高い状態であったため、下方の民家まで流下した。

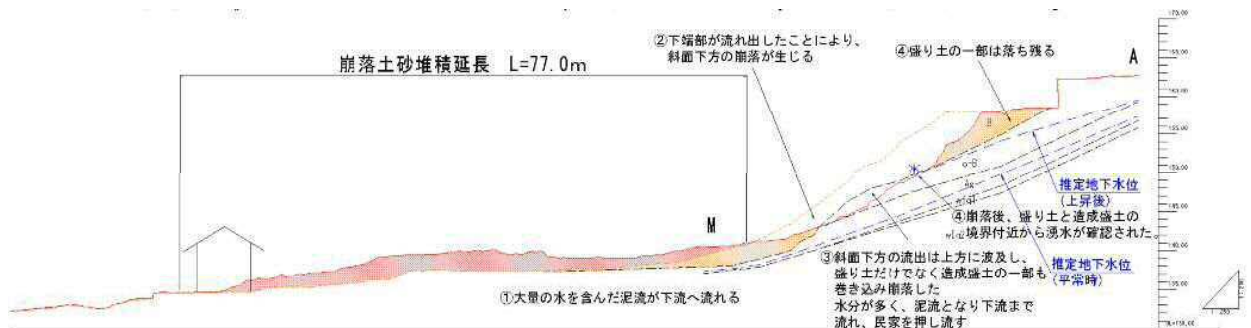


図 崩落後推定断面図

4. 土砂崩落箇所に対する市の行政機関の対応の状況（事実関係）

（参考資料エ：第1回検証会資料10、11）

（1）市への通報・相談・情報提供の件数

2014（平成26）年から2022（令和4）年までに、通報・相談・情報提供の件数が、合わせて6件あった。内訳は、次のとおりである。

市民からの通報、相談件数：4件

- ① 建築廃材等の搬入に係る通報：1件
- ② 土砂の隣地越境に係る通報：2件
- ③ 土砂搬入箇所の安全性に係る相談：1件

職員による情報提供：2件

- ① 不法投棄に係る情報提供：1件
- ② 土砂の搬入に係る情報提供：1件（職員からの情報提供と推測）

（2）市の行政機関の対応経緯（時系列）

① 不法投棄に係る情報提供

年月日： 2014（平成26）年10月30日
情報提供者： 天竜農林事務所 職員
内容： コンクリートがらや木の根が投棄されていることについて
窓口： 産業廃棄物対策課（所管法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律）
対応状況： 産業廃棄物業者への産業廃棄物撤去の指導

① 建築廃材等の搬入に係る通報

年月日： 2014（平成26）年11月4日
通報者： 市民A
内容： 建築廃材及び土砂の搬入について
窓口： 天竜区まちづくり推進課（所管法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律）
対応状況： 関係課へ連絡

- 産業廃棄物対策課（所管法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律）
 - ・ 10月30日に情報を把握しており、すでに調査及び指導を開始
 - ・ 12月26日に投棄に対する対応を完了
- 天竜区まちづくり推進課（所管法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律）
- 天竜土木整備事務所（所管法令：旧静岡県土採取等規制条例）
 - ・ 天竜区まちづくり推進課及び天竜土木整備事務所職員が現地確認及び指導
- 北部都市整備事務所（所管法令：静岡県建築基準条例）
 - ・ 天竜区まちづくり推進課から電話相談

【内容詳細】

① 不法投棄に係る情報提供

- 2014（平成 26）年 10 月 30 日、天竜農林事務所職員が、緑恵台の団地周辺で猿の被害調査をしていたところ、緑恵台内の斜面地にコンクリートがらや木の根が投棄されていたため、産業廃棄物対策課へ情報提供した
- 産業廃棄物対策課は、天竜警察署へ情報共有し、同日の現場立ち合いを依頼した
- 現場確認中、木の根が混じった土砂を積載したダンプが入ってきたため話をしたところ、本件土地所有者の依頼を受け、1、2 年前から埋め立てており、ダンプは X 社から借りていることがわかった
- その後、本件土地所有者と現場立ち合いしたところ、当該斜面は平成 10 年に購入したが草木の手入れに困り、平成 15 年頃から埋め立てを頼んでおり、自身所有の土地に何を埋めようと問題はないとの見解であった
- 産業廃棄物処理課及び天竜警察署職員は、本件土地所有者に対して自身所有の土地であっても何を捨てても良いわけではないことを指導したが、本件土地所有者は、納得できない様子であった
- 産業廃棄物処理課職員は、帰庁後に X 社へ電話照会したところ、ダンプは X 社のものだが、運転していた者はわからないとの回答であった

① 建築廃材等の搬入に係る通報

- 2014（平成 26）年 11 月 4 日、天竜区まちづくり推進課は、市民 A から、本年 5 月頃から緑恵台内においてコンクリート片、竹材などの建築廃材のようなものを捨てていくトラックの行き来があり、現場には重機も置かれているとの通報を受けた
- 天竜区まちづくり推進課は、産業廃棄物対策課、天竜土木整備事務所及び北部都市整備事務所へ上記通報内容を連絡した

産業廃棄物対策課の対応

- 天竜区まちづくり推進課からの連絡を受け、11 月 5 日、産業廃棄物対策課職員が現場確認に行った
- 11 月 14 日、産業廃棄物対策課は、X 社が投棄したものを搬出し、残材を分別後、処分場にて処分する旨の報告書を提出したため、受理をした
- 12 月 26 日、産業廃棄物対策課は、X 社が来庁し、12 月 7 日に投棄物を回収撤去した旨の報告（撤去写真・契約書・請求書・領収書）をしたため、投棄に対する対応を完了とした

天竜土木整備事務所の対応

- 天竜区まちづくり推進課からの連絡を受け、天竜土木整備事務所及び天竜区まちづくり推進課職員で現場確認（日付不明）に行った
- 現場の民有地では残土捨場の看板があり、土砂の搬入が確認できたが、本件土地所有者へ搬入業者等について聴取しても、「わしゃ知らん」の一点張りであったため、時期、量、場所を特定するまでの質問に至らず、搬入業者等を把握すること

もできなかった

- 旧静岡県土採取等規制条例に基づく届出が必要となる盛土量 2,000m³は、大型ダンプ（10 トン）で 300 台以上の土量であるが、それほど土量が多いと感じられないことから、本件土地所有者に対してこれ以上の土砂搬入を継続すると旧静岡県土採取等規制条例の違反も考えられるため、搬入をやめること、及び看板を撤去するように口頭指導し、了承を得た

北部都市整備事務所の対応

- 天竜区まちづくり推進課から緑恵台への建築廃材等の搬入について、建築及び都市計画関係規制の中で、制限や指導が必要となることはないかとの連絡があり、がけ条例等で全く関連が無いとは言いきれないが、一般的に所有する山などを削ったり、盛ったりする行為に対してすぐに建築の制限や指導を行うことは無いことを回答し、旧静岡県土採取等規制条例の制限の観点から、天竜土木整備事務所への連絡を案内した

②土砂の搬入に係る情報

年月日： 2015（平成 27）年 3 月 9 日

内 容： 「残土捨場」と表記された看板について

対 応： 産業廃棄物対策課（所管法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

対応状況： 職員がパトロール中に本件土地等にて「残土捨場」と表記された看板を発見

②土砂の搬入に係る情報（続報）

年月日： 2015（平成 27）年 3 月 18 日

通 報 者： 不明（ただし、事実確認を行ううえで産業廃棄物対策課職員から天竜土木整備事務所への情報提供と推測される）

内 容： 引き続き土砂が搬入されていることについて

窓 口： 天竜土木整備事務所（所管法令：旧静岡県土採取等規制条例）

対応状況： 天竜土木整備事務所職員（2 名）が現地確認（2 回目）

【内容詳細】

②土砂の搬入に係る情報

- 2015（平成 27）年 3 月 9 日、産業廃棄物対策課職員が緑恵台付近をパトロール中、以前不法投棄のあった現場を通過したところ、「残土捨場」と表示された看板を発見したため、旧静岡県土採取等規制条例の観点から天竜土木整備事務所へ連絡した

②土砂の搬入に係る情報（続報）

- 2015（平成 27）年 3 月 18 日、天竜土木整備事務所は、引き続き土砂が搬入されているという情報を受け（地元か庁内かは不明）、当該事務所職員が現場へ行き、本

件土地所有者と話をした

- 本件土地所有者は、今は土砂を入れていないとの回答であったが、残土捨場の看板がそのままであり、立ち入りも自由な状態であるため、これ以上の土砂搬入の継続は、旧静岡県土採取等規制条例に基づく厳しい指導となることなど注意警告をするとともに、看板の撤去についても口頭指導し、本件土地所有者から了承を得た
 - ※ 元の地山の状況が分からなかったことから、実際の盛り土の量をその場で想定するのは困難であった
 - ※ 本件土地所有者は、「土を入れるように頼んだ」と言いながら、搬入業者を尋ねても「わしゃ知らん」の一点張りではぐらかされてしまい、時期、量、場所を特定するまで質問に至らず、搬入業者を聞き出すことができなかった
 - ※ 担当職員は、現場と地図上で確認したものの、1,000 m²には満たないと思った
 - ※ 担当職員は、事務所に戻った後、現場で撮った写真や地図で報告したと記憶しているものの、被災後に事務所内を探しても資料は保存されていなかった
 - ※ その後、担当職員が天竜土木整備事務所に在籍していた平成29年3月末までの間に苦情や通報はなかったため、搬入はされなくなったものと考え、事務所の引継ぎもされなかった

②土砂の隣地越境（1件目の通報）

年月日： 2017（平成29）年11月15日（通報者から電話）

通報者： 市民B

内容： 隣地から土砂が越境していることについて

窓口： 北部都市整備事務所（所管法令：浜松市建築協定条例、建築基準法）

対応状況： 現地確認（2017（平成29）年11月21日）

通報者へ電話回答（2017（平成29）年11月28日）

②土砂の隣地越境（2件目の通報）

年月日： 2018（平成30）年2月9日

通報者： 市民B

内容： 隣地から土砂が越境していること及びガラの混入について

窓口： 北部都市整備事務所（所管法令：浜松市建築協定条例、建築基準法）

対応状況： 関係課（市民生活課「くらしのセンター」、産業廃棄物対策課）を案内

【内容詳細】

② 土砂の隣地越境（1件目の通報）

- 2017（平成 29）年 11 月 15 日、北部都市整備事務所は、市民 B から、自己所有地の隣地において土砂の埋め立てがされているが、その土砂が市民 B の所有地に越境してきているとの通報を受けた
- 北部都市整備事務所は、11 月 21 日に現場を確認したうえで（敷地境界も不明確であり、明らかな問題は見受けられなかった）、11 月 28 日に建築協定に抵触せず、土砂の越境については民事的な問題となるので、市では対応できない旨を伝えた
 - ※ 盛り土箇所は、建築協定区域内ではあるが、建築敷地ではない「緑地又は法地」に当たり、土地の区画形質の変更などの項目において適用除外となる

②土砂の隣地越境（2 件目の通報）

- 2018（平成 30）年 2 月 9 日、北部都市整備事務所は、市民 B から、2017（平成 29）年 11 月 15 日の通報内容の状況が続いていることと、土砂の中にコンクリートがらが混ざっているようであり、不法投棄になるのではとの通報を受けた
- 土砂（コンクリートがら含む）が越境していることに関しては、民事的な内容であり、市が直接的に対応することができないため、市民相談や法律相談の窓口として市民生活課の「くらしのセンター」を紹介するとともに、コンクリートがらは、産業廃棄物の処理としての違法性も考えられるため、産業廃棄物対策課を案内した
- いずれにしても建築行為等が絡む案件ではないため、北部都市整備事務所が所管する案件ではなく、民事的な内容となるので市では対応できない旨を伝えた
 - ※ くらしのセンター及び産業廃棄物対策課への連絡の有無は、当時の記録がないため不明

③土砂搬入箇所の安全性

年月日： 2021（令和 3）年 12 月 23 日または 24 日（相談者が来庁）
 相談者： 市民 C
 内容： 土砂搬入箇所の安全確認について
 窓口： 天竜土木整備事務所（所管法令：旧静岡県土採取等規制条例）
 対応状況： 相談者へ規制の考え方について口頭説明

③の続報（土地所有者の親族から相談）

年月日： 2022（令和 4）年 1 月 21 日
 相談者： 土地所有者の親族
 内容： 搬入された土砂の対応の件について
 窓口： 天竜土木整備事務所（所管法令：旧静岡県土採取等規制条例）
 対応状況： 相談者へ旧県土採取等規制条例の制度について説明及び指導

【内容詳細】

③土砂搬入箇所の安全性

- 2021（令和3）年12月23日または24日、天竜土木整備事務所は、来庁した市民Cから、土砂の搬入箇所について最近搬入されていないようだが、本件土地所有者が[]のため、本件土地所有者の親族に市へ連絡するように伝えるので、一度確認をお願いしたい旨の相談を受けた
- 天竜土木整備事務所は、現地を確認するだけでは安全判断は難しいので、旧静岡県土採取等規制条例に明確に該当することが確認できれば、規制することは可能である旨を説明した

③の続報（土地所有者の親族から相談）

- 2022（令和4）年1月21日、天竜土木整備事務所は、本件土地所有者の親族から、土砂が搬入されていたことについて市民Cから天竜土木整備事務所へ連絡するよう話があったため、電話したとの連絡を受けた
- 天竜土木整備事務所は、本電話において「土の搬入に関して、面積が1,000㎡以上、または土量が2,000㎥以上である場合、静岡県土採取等規制条例の適用となり届出が必要となる」旨を説明し、併せて「土量の確認は簡単にはできないと思うが、面積の確認は業者等への依頼により、すぐに確認できる可能性がある所以对処いただき、面積が1,000㎡を超える場合など、届出が必要となった場合は連絡をいただきたい」旨を念押しした
- また、合わせて、今以上の土砂搬入はしないでほしいこと、入口の進入路には入れないようにしてほしいことも口頭で指導した
- 本件土地所有者の親族からは、確認後、再度電話するとの回答であったが、その後連絡がなかったため、この条例の適用にならないものと考え、現場確認等の対応は行わなかった